

別表 多古町地域経済活性化拠点予備設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書評価基準

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
【客観評価】 1.技術提案者の経験及び能力 (10点)	(1)技術提案者の業務実績	技術提案者における、令和2年度以降（過去5年間）に千葉県内の地方公共団体発注の住宅開発等の調査検討、基本計画、基本設計、概略設計等の業務を完了した実績	10
【客観評価】 2.配置予定技術者の能力 (10点)	(1)管理技術者	【資格】技術士(総合技術監理部門の「建設－都市及び地方計画」又は建設部門の「都市及び地方計画」のいずれか)又はRCCM（「都市計画及び地方計画部門」）	10
【技術提案評価】 3.業務理解度・実施方針に関する提案 (70点)	(1)業務理解度	業務の背景や目的、条件、内容を的確に理解しているか。	15
		本町の地域特性や課題、まちづくりの方向性を的確に把握しているか。	20
	(2)実施方針	提案内容に説得力があり、過去の実績等に基づいた実現性の高い提案であるか。	20
		業務実施体制が十分であり、実施手順が効率的かつ実現可能であるか。	15
【技術提案評価】 4.技術提案書及びプレゼンテーション (20点)	(1)技術提案書の見やすさ、わかりやすさ		10
	(2)プレゼンテーションのわかりやすさ、業務に対する取組意欲		10
【価格評価】 5.参考見積 (10点)	(1)業務コストの妥当性 ※特記仕様書に対する見積金額について評価		10
合計			120

注1 上記は審査委員1人当たりの配点である。

注2 「1.技術提案者の経験及び能力」「2.配置予定技術者の能力」「5.参考見積」については、提出書類から客観的に行った採点を審査委員共通の採点とする。

注3 本要領「3.受注候補者の選定方針」により選定する。

注4 「3.業務理解度・実施方針に関する提案」「4.技術提案書及びプレゼンテーション」における全審査委員の評価点の合計が720点（90点×8人）×0.6=432点に満たない場合は受注候補者として特定しない。